調査対象及び調査事項

各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業について

1. 調査対象

(1) 各種物品賃貸業の調査対象は、総合リース業又はその他の各種物品賃貸業を営む事業所である。

〈総合リース業〉

産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業のうち、賃貸するものが、 ①産業用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類 702)、②事務用機械器具賃貸業(同 703)、③自動車賃貸業(同 704)、④スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 705)、⑤その他の物品賃貸業(同 709)のうちの3つ以上の賃貸業にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する業務を主業(売上高が最も大きい業務をいう。以下同じ。)としている事業所をいう。

〈その他の各種物品賃貸業〉

物品賃貸業のうち、①産業用機械器具賃貸業(日本標準産業分類小分類 702)、②事務用機械器具賃貸業(同 703)、③自動車賃貸業(同 704)、④スポーツ・娯楽用品賃貸業(同 705)、⑤その他の物品賃貸業(同 709)のうち3つ以上の賃貸業にわたる各種の物品を賃貸するものであって、他に分類されない業務を主業としている事業所をいう。

- (2) **産業用機械器具賃貸業の調査対象**は、産業用に供する生産設備、機械器具(産業機械、工作機械、医療用機器、 商業用機械・設備、サービス業用機械・設備等)もしくは建設工事に用いる土木・建設機械器具の賃貸業務を主業とし ている事業所である。
- (3) **事務用機械器具賃貸業の調査対象**は、事務用器具、電子計算機・同関連機器の賃貸業務を主業としている事業所である。
- (4) ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は、この調査の対象としていない。
 - ①土木・建設業者が、自己の所有する遊休土木・建設機械等を賃貸する場合、又は建設機械等を使用して工事請 負を行っている場合。
 - ②貸シーツ、貸おしぼり等リネンサプライ業(日本標準産業分類細分類 7813)
 - ③映画配給業
 - ④サービス提供の一環として物品を貸し出す業務(例:英語学習の一環として教材を貸し出す、同時通訳の一環としてイヤホンを貸し出す)

2. 調査事項

(1) 事業所数は、調査結果(平成30年7月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない単独の 事業所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本 店などの事業所。「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事 業所。 なお、<u>**該当事業所数**</u>とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) <u>経営組織別</u>は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、 合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(「外国の会社」を含む。)である。また、 「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) 資本金額(又は出資金額)は、平成30年7月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) 従業者数は、平成30年7月1日現在の数値。
 - ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務若しくは事務 用機械器具賃貸業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣してい る者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業 所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含 まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

- ア「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」
- a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
- b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や賞与を受けている者。
- c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」 又は「平成30年5月と6月にそれぞれ18日以上働き、平成30年7月1日現在も雇用されている者」で「一般に 正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・「一般に正社員、正職員と呼ばれている人」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている 者。
- ・「パート・アルバイトなど」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者(契約社員を含む)。
- ・「就業時間換算雇用者数」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を事業 所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d 「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用されている者。
- イ「総計のうち、別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の 事業所に出向・派遣している者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。
- ②「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) 事業従事者数は、平成30年7月1日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

- ①<u>主たる業務の部門別事業従事者数</u>は、主たる業務(本編では、各種物品賃貸業務、産業用機械器具賃貸業務若しくは事務用機械器具賃貸業務のうち、年間売上高が最も多い業務をいう。以下同じ。)に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。
- ア「管理・営業部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理、予算、営業などの業務及び主たる業務の受注契約、各種賃貸物件の納品などの業務に従事する者(有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含む)。
- イ**「保守・管理・操作部門」**とは、賃貸物件の保守、管理及び操作などの業務に従事する者。
- ウ 「その他」とは、上記ア、イ以外の業務に従事する者。
- ②**うち、別経営の事業所から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は下請けとして働いている者。
- (6) <u>年間売上高</u>は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業間取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含また。

- (7) レンタル年間売上高、リース年間契約高は、以下のとおり。
 - ·「レンタル年間売上高」はレンタルの年間売上高。
 - 「リース年間契約高」はリースの年間契約高。

なお、本編において「リース」とは、物件の利用期間が1年以上、契約期間中に解約ができない賃貸契約をいい、「レンタル」とは物件の利用期間が1年未満、または契約期間中に解約が可能な賃貸契約をいう。

(8) **リース年間契約件数**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間のリース契約件数。

なお、支社がリース契約の申込みを受け実際に取引をまとめたのち、本社が形式的に契約を結んだ場合は、本社ではなく、支社の成約とする。

- (9) **年間営業費用**は、平成 29 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間の事業 所全体の「給与支給総額」、「貸与資産原価」、「リース投資資産原価」、「資金原価」、「減価償却費」、「賃借料」及び 「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。
 - ①「給与支給総額」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び 退職金の総額(税込み)。

営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主 として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

- ②「貸与資産原価」は、貸与資産(リース及びレンタル資産)の減価償却費、固定資産税、保険料などの額。
- ③「リース投資資産原価」は、所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産原価(リース投資資産購入のための資金調達に伴う支払い利息から投資資産購入資金により発生した預金利息を差し引いた額)。

- ④「資金原価」は、貸与資産購入のための資金調達に伴う支払利息から貸与資産購入資金により発生した預金利息を 差引いた額。
- ⑤「減価償却費」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費(貸与資産以外の減価償却費)。
- ⑥賃借料は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。
- ア 「土地・建物」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極 駐車料金も含む。
- イ「機械・装置」は、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。
 - ・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。
 - ・「**その他」**は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の 賃借料の額。
- ⑦「その他の営業費用」は、上記①~⑥以外の営業費用で以下のものである。
 - 仕入高、荷造発送費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、消耗品費、備品費、交際費、修繕費、租税公課、 寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、広告宣伝費、派遣労務費、土地・建物及び機械・装 置以外の賃借料など。
- (10) <u>年間営業用固定資産取得額</u>は、事業所において平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産(「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」)及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)。
 - ①「機械・設備・装置」は、「レンタル・リース物件」、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。
 - ア**「レンタル・リース物件」**は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上のレンタル及びリース契約対象となる物件の購入に要した金額。
 - イ**「情報通信機器」**は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通信機器、無線通信機器、放送装置、 自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)、端末機器、補助機器、電子計算機付属装置など の購入に要した金額。
 - ウ**「その他」**は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の工具器具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除く)の購入に要した金額。
 - ②「土地」は、土地の購入及び既存の土地整備に要した金額。
 - ③「建物・その他の有形固定資産」は、建物の購入、改築・改装、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属 設備の購入及びその他取得した有形固定資産などの購入に要した金額。
 - ④「無形固定資産」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した金額。
- (11) **リース投資資産取得額**は、平成29年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に契約した所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース投資資産の取得額(購入手数料を含む。)。